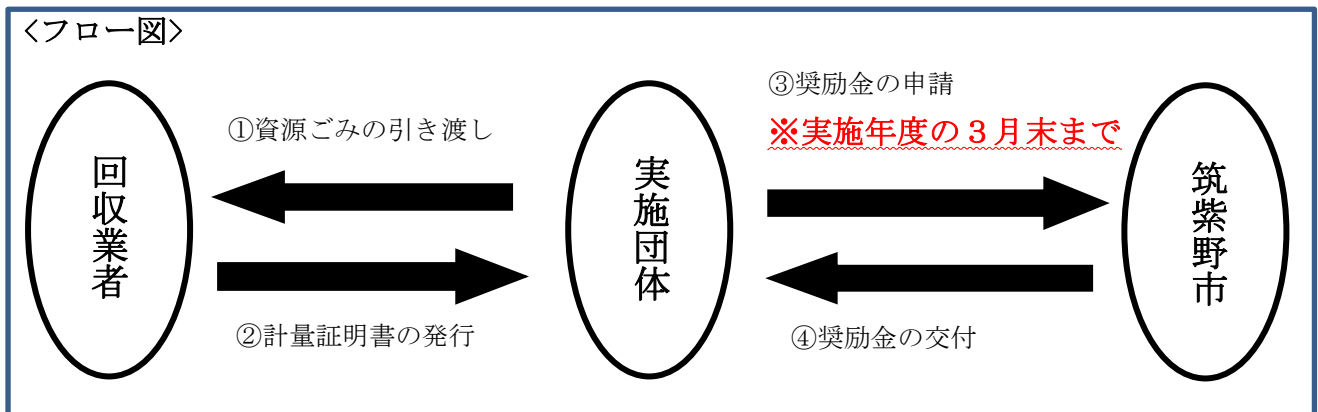


資源ごみ集団回収奨励金について

【資源ごみ集団回収奨励金交付事業】

ごみ減量を推進するため、日常生活に伴って家庭から排出される一般廃棄物の中から、再資源化できるものを回収する市民の団体に対して、奨励金を交付するものです。

※市外や事業所から排出される一般廃棄物は対象外です。



対象品目

- ・新聞紙
- ・ダンボール
- ・雑紙
- ・布類

禁忌品（リサイクルできないもの）の混入に御注意ください。

写真、感熱紙（レシートなど）、カーボン紙、金属類が付いたもの（クリップなど）、ティッシュペーパー、キッチンペーパー、紙以外が付着しているもの など
※禁忌品は、回収業者によって若干の違いがあります。

奨励金額

1 Kgにつき 8円



※虚偽の申請が発覚した場合、団体登録の取消し、受け取った奨励金の一部または全部の返還請求を行います。

【資源ごみ集団回収奨励金に関する各種手続き】

団体登録申請※一度登録をすれば、再度提出する必要はありません。

《必要書類》

- ・ 資源ごみ集団回収団体登録申請書（様式第1号）
- ・ 規則または会則
- ・ 役員名簿 ※氏名と住所」または「氏名と性別、生年月日」の記載があるもの
- ・ 周知文書（配布するチラシ等）

※活動の拠点となる行政区の環境衛生推進員に報告して、署名を得て、提出してください。
※申請から登録まで3週間程度かかります。登録以前に回収した資源ごみは、奨励金の対象になりませんので、御注意ください。（後日、登録決定通知書を郵送します。）

団体登録変更申請※代表者等、登録情報に変更が生じた際に提出が必要です。

《必要書類》

- ・ 資源ごみ集団回収団体登録変更届（様式第3号）

※活動の拠点となる行政区の環境衛生推進員に報告して、署名を得て、提出してください。

奨励金交付申請・請求

《必要書類》

- ・ 資源ごみ集団回収奨励金交付申請書（様式第4号）
- ・ 資源ごみの回収業者が発行する計量証明書の原本
- ・ 資源ごみ集団回収奨励金交付請求書（様式第6号）

※実施年度内（実施年度の3月末まで）に必ず申請してください。

※同一年度内の回収分であれば、複数回まとめて請求できます。

各種様式のダウンロードは市ホームページからできます。

<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/site/gomi/3442.html>



二次元バーコード

提出先・連絡先 筑紫野市環境課 環境保全・廃棄物担当
(TEL:092-923-1111)

○筑紫野市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活に伴って家庭から排出される一般廃棄物の中から再資源化できる物(以下「資源ごみ」という。)を回収する市民の団体に対して資源ごみ集団回収奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することにより、ごみ減量化を推進することを目的とする。

(対象団体)

第2条 奨励金の交付の対象となる団体は、環境衛生推進員(以下「推進員」という。)の推薦を受けた団体であって、かつ、資源ごみの集団回収を定期的実施する筑紫野市内の町内会及び社会教育関係団体等で、市長が認めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、奨励金の交付の対象としない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が役員となっている団体

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員の内妻等が役員等を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している団体

イ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している団体

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している団体

(対象品目)

第3条 奨励金の交付の対象となる資源ごみは、次に掲げるものとする。

(1) 新聞紙

(2) ダンボール

(3) その他の雑紙(雑誌等)

(4) 布類

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、1kg当たり8円とする。

2 対象品目の計量に1kg未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(団体の登録)

第5条 登録を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、資源ごみ集団回収団体登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の登録申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、資源ごみ集団回収団体登録可否決定通知書(様式第2号)により申請者に登録の可否を通知するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 前条の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに、推進員に報告するとともに、資源ごみ集団回収団体登録変更届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消さなければならない。

(1) 虚偽の登録申請によって登録の決定を受けたとき。

(2) 第2条第1項に規定する団体に該当しないことが判明したとき。

(3) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(奨励金の交付の申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする団体は、実施した月ごとに回収実績を取りまとめ、資源ごみ集団回収奨励金交付申請書(様式第4号。以下「交付申請書」という。)に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、奨励金の交付の決定を行い、資源ごみ集団回収奨励金交付決定通知書(様式第5号)を申請した団体の代表者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第10条 登録団体は、奨励金を請求する場合は、前条の通知を受けた後、資源ごみ集団回収奨励金交付請求書(様式第6号)により奨励金の請求を行うものとする。

(奨励金の交付)

第11条 市長は、前条の請求により奨励金を交付する。

(奨励金の交付決定の取消し又は返還)

第12条 市長は、奨励金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金に係る交付決定を取り消し、既に交付した奨励金の一部又は全部の返還を求めなければならない。

(1) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 第2条第1項に規定する団体に該当しないことが判明したとき。

(3) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

記入例

様式第3号

資源ごみ集団回収団体登録変更届

〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 筑紫野市長

団 体 名 筑紫野市

代表者氏名 筑紫野 太郎 (変更後の代表者)

登録内容に変更が生じたので、下記のとおり筑紫野市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

記

変更があった項目を記入してください

変 更 内 容	変 更 後	変 更 前
団 体 名		
代表者住所	石崎×丁目×番×号	石崎〇丁目〇番〇号
氏 名	筑紫野 太郎	二日市 次郎
電 話 番 号	×××-××××	〇〇〇-〇〇〇〇
生 年 月 日	昭和××年 ××月 ××日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
回収予定日		
回 収 方 法		
回 収 品 目	<input type="checkbox"/> 新聞紙 <input type="checkbox"/> ダンボール <input type="checkbox"/> その他の雑紙 <input type="checkbox"/> 布類	<input type="checkbox"/> 新聞紙 <input type="checkbox"/> ダンボール <input type="checkbox"/> その他の雑紙 <input type="checkbox"/> 布類
回収業者名		

上記の団体の登録内容が変更されることについては、報告を受けております。

〇〇年 〇月 〇日

〇〇 区 環境衛生推進員 氏名 環境 花子

活動の拠点となる行政区の環境衛生推進員の署名が必要です。

記 入 例

様式第 4 号

資源ごみ集団回収奨励金交付申請書

〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 筑紫野市長

団 体 名 **筑紫野市**
代表者氏名 **筑紫野 太郎** (※申請日時点の代表者)

奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり筑紫野市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱第 8 条の規定により必要書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|--------------------------------|------------------------|
| 1 | 奨励金交付申請額
(内訳：奨励金交付対象品目計量合計) | 〇〇〇〇 円
△△△ kg× 8 円) |
| 2 | 必要書類 計量証明書 (原本) | |

※資源ごみ集団回収団体登録変更届 (様式第 3 号) を同日に提出する場合は、**変更後の代表者氏名**を記入してください。

※実施年度内 (実施年度の 3 月末まで) に必ず申請してください。
※同一年度内の回収分であれば、複数回まとめて請求できます。
事務処理の都合上、定期的 (毎月もしくは 2～3 か月毎) な関係書類の提出に御協力をお願いします。

記入例

請求書の日付は
記入しないで下さい

年 月 日

様式第6号

(宛先) 筑紫野市長

団体名 筑紫野市
 代表者住所 筑紫野市石崎1丁目1番
 1号
 氏名 筑紫野 太郎
 電話番号 092-923-1111

筑紫野 印

団体もしくは
代表者の認印

資源ごみ集団回収奨励金交付請求書

下記のとおり筑紫野市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

請求金額 ○○○○ 円

筑紫農業協同組合：JA 筑紫→×、筑紫農協→○

【奨励金払込先金融機関】

この請求に対する金額については、次の金融機関口座に振り込んでください。

金融機関名	筑紫野銀行	店名	二日市支店
口座種別	1 普通 2 当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ 口座名義	チクシノシ ダイヒョウ チクシノ タロウ		

口座名義はカタカナで記入して下さい

債権者登録番号

債権者登録している
口座へ振込をする場合は、
振込先金融機関を記入せ
ず、債権者登録番号のみを
記入して下さい

- ※訂正する場合は二重線を引き、印鑑を押印してください。修正液は使用不可。
- ※金額欄の記入がなくても対応可能です。
- ※記入の際は、通帳を手元にご用意の上記入してください。